

案

学年委員会の学級長・専門委員会の委員の免除について（内規）

1 学年委員会の学級長及び専門委員会委員における免除対象者

- ① 令和2年4月以降産まれた乳幼児のいる方
- ② 妊産婦（令和3年4月現在）
- ③ 執行部を経験の方でPTA役員免除証明書をお持ちの方
- ④ 専門委員会委員、もしくは学級長を経験の方（1年任期で一子免除）
※役員経験の方であっても、会議への参加が少ない場合は免除とならない。
- ⑤ 今年度、各自治会の子ども会会長になっている方
※会長以外の子ども会役員は免除の対象外になる。
- ⑥ 特別な事情がある方
※ ⑥の場合、各種証明書を提出する必要がある。
証明書または診断書を封筒に入れて免除用紙と一緒に学校に提出する。
※ 免除証明書提出〆切日までに提出されていない方は免除対象外となる。

2 学級長・専門委員会委員の規定について

- ① 1年生から9年生までの9年間で、最低1子1役を経験する。
- ② 学級長・専門委員会委員承諾届を提出する。
未提出の場合、投票で選出された場合に自ら引き受ける事を承諾したとみなす。
- ③ 委員に選出された方のうち、諸事情により受諾不能な方は自分で代理を捜す。
- ④ 兄弟姉妹で同時に学級長または専門委員長に選ばれた場合、上の学年で受ける。（下の学年で立候補しても、上の学年を優先する。）
- ⑤ 9年生で一切の役員を経験していない場合、最優先に役員となる。
- ⑥ 学級長・専門委員会委員の免除考慮規定1の③④⑤の該当者について、免除の申請がない場合でも免除を有効とする。

3 執行部役員の選出について

執行部役員候補が決定しない場合は、免除対象者を除いた新4年生（現3年生）、新7年生（現6年生）、新9年生（現8年生）の保護者の中から推薦委員が選出する。

【執行部役員候補者選出の流れ】

- ① 4月の学級委員会で推薦委員を選出する。
- ② 6月末までに、次年度執行部役員の立候補を募る用紙を全会員に配付する。
- ③ 8月末までに候補者が出ない場合、もう一度立候補を募るとともに、選考委員と執行部で声かけ（推薦活動）をする。
- ④ どうしても候補者が出ない場合、免除対象者を除いた免除対象者を除いた新4年生（現3年生）、新7年生（現6年生）、新9年生（現8年生）の保護者で話し合いを行い選出する。
※外国籍の保護者は免除する。